

# 東和病院 院内感染対策指針

## 第1条 院内感染対策に関する基本的考え方

われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることは医療機関の責務である。東和病院(以下「当院」とする)においては、本指針により院内感染対策を行う。

## 第2条 院内感染対策のための委員会、その他の組織に関する基本的事項

- 1 病院長のもとに組織横断的代表を構成委員として組織する感染対策委員会を設置し、毎月1回定期的に会議を行い院内感染対策を行う。  
また、緊急時には臨時会議を開催する。
- 2 感染対策委員会は、次の内容の協議・推進を行う。
  - (1) 院内感染対策指針及びマニュアルの検討・承認
  - (2) 院内感染対策に関する情報の収集と、それらの職員への通知
  - (3) 職員研修の企画
  - (4) 異常な感染症が発生した場合の、速やかな原因究明、改善策の立案、全職員への周知徹底を図る。
  - (5) 患者等への感染対策の広報
- 3 感染対策委員会直属の現場担当組織として、感染防止対策チームを置く。
- 4 委員は、職種・職位等にかかわらず、院内感染の防止に関して自由に発言できる。
- 5 委員は、その職務に関して知りえた事項のうち、一般的な院内感染防止対策以外のものを、委員会および病院長の許可なく、院外の第三者に公開してはならない。

## 第3条 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

- 1 院内感染防止対策の基本的考え方および具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- 2 職員研修は、就職時の初期研修1回のほか、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて臨時開催する。
- 3 研修の開催結果を記録・保存する。

## 第4条 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- 1 検査科は、院内感染対策上問題となる病原体を認めた場合、速やかに担当医師ならびに必要部署に連絡する。感染対策委員会は、現状を分析し、担当診療グループ・組織と協力して、必要な感染対策を実施する。

- 2 検査科は、院内感染対策上問題となる主要な病原体の検出状況を、感染対策委員会で報告する。
- 3 感染症法に基づく感染症発症時は、保健所への報告を行う。

## 第5条 院内感染発生時の対応に関する基本方針

### アウトブレイク時の対応

院内感染のアウトブレイク（原因菌が多剤耐性菌によるものを想定）とは一定期間内に、同一病棟や同一医療機関といった一定の場所で発生した院内感染の集積が通常より高い状態であることである。

ただし、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌（CRE）、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌（VRSA）、多剤耐性緑膿菌（MDRP）、バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）及び多剤耐性アシネトバクター属（MDRA）、メタロβラクタマーゼ（MBL）の6種類の多剤耐性菌については保菌も含めて1例目の発見をもってアウトブレイクに準じた感染対策を実施すること。

感染症の異常発生が疑われる、または認められた場合には、感染防止対策チームは直ちに現状の分析を行い、必要な感染対策を実施する。また、その状況および患者への対応等を病院長に報告するとともに、臨時の感染対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し改善策を立案し、対応策を実施するために全職員への周知徹底を図る。

## 第6条 患者等に対する当該方針の閲覧に関する基本方針

本指針は、患者または家族が閲覧できるようにする。

## 第7条 その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

他病院との合同での感染対策検討会に積極的に参加し、院内感染対策の向上を図る。

令和4年4月12日 改訂

令和6年2月13日 改訂